

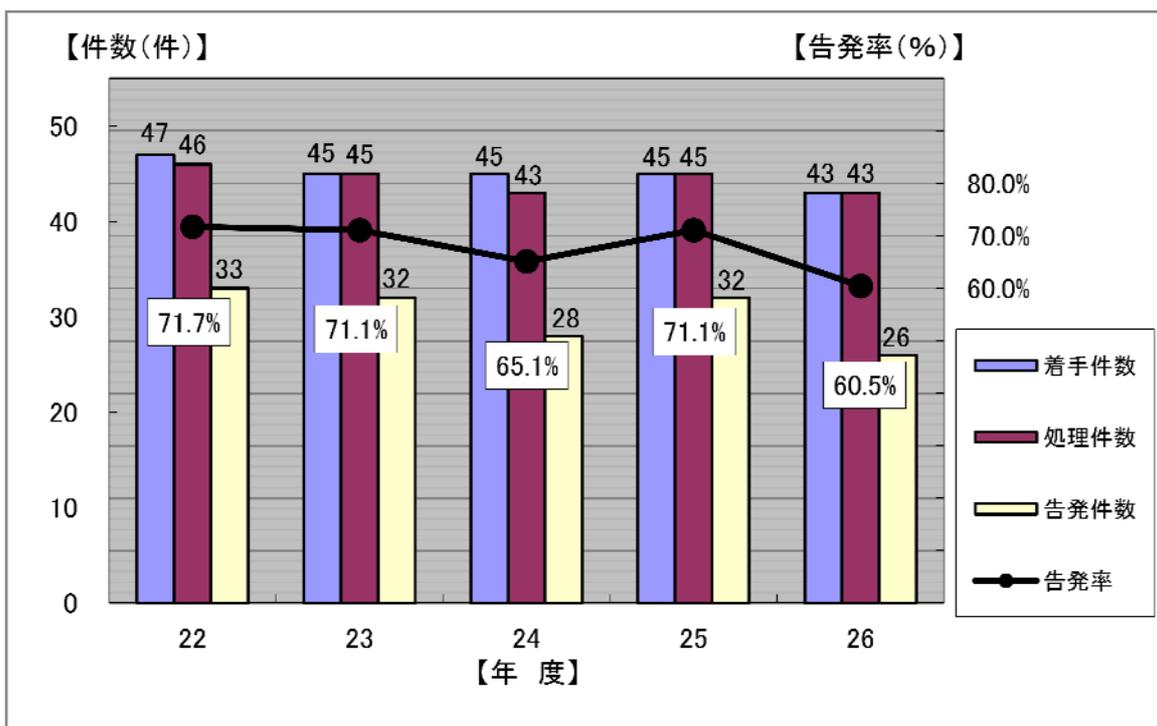
平成 26 年度 査察の概要

適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持を目的として、国税査察官は、厳正な査察調査に基づき、悪質な脱税者に対する刑事責任の追及を行っています。

1 着手・処理・告発件数、告発率の状況

- 平成 26 年度において査察に着手した件数は、43 件でした。
- 平成 26 年度以前に着手した査察事案について、平成 26 年度中に処理（検察庁への告発の可否を最終的に判断）した件数は 43 件、そのうち検察庁に告発した件数は 26 件であり、告発率は 60.5% でした。

項目 \ 年度	平成 22	23	24	25	26
着 手 件 数	47 件	45 件	45 件	45 件	43 件
処 理 件 数 (A)	46	45	43	45	43
告 発 件 数 (B)	33	32	28	32	26
告 発 率 (B / A)	71.7 %	71.1 %	65.1 %	71.1 %	60.5 %



2 脱税額の状況

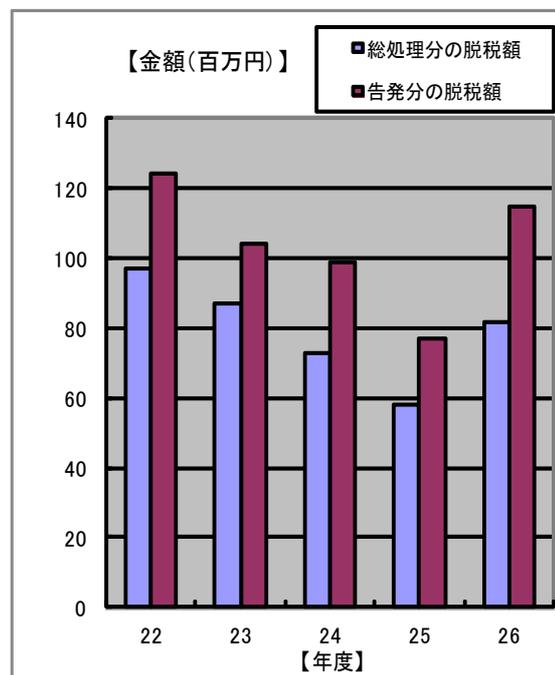
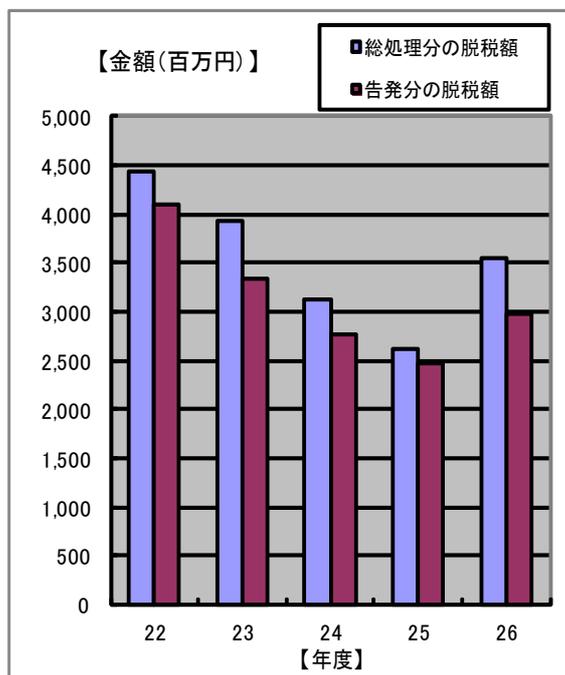
- 平成 26 年度に処理した査察事案に係る脱税額は総額で 35 億円、そのうち告発分は 30 億円でした。
- 告発した事案 1 件当たりの脱税額は 1 億 1,500 万円でした。
- 告発した事案のうち、脱税額が 3 億円以上のものは 2 件でした。

項目		年度				
		平成 22	23	24	25	26
脱 税 額	総 額	百万円 4,442	百万円 3,930	百万円 3,126	百万円 2,615	百万円 3,536
	同上 1 件 当たり	97	87	73	58	82
	告 発 分	4,089	3,333	2,768	2,468	2,983
	同上 1 件 当たり	124	104	99	77	115

(注) 脱税額には、加算税額を含む。

○ 脱税額

○ 1 件当たりの脱税額



(参考) 大口事案の推移

区分		年度				
		平成 22	23	24	25	26
告 発 件 数		33 件	32 件	28 件	32 件	26 件
うち脱税額が3億円以上		3	1	1	—	2

(注) 脱税額には、加算税額を含む。

3 税目別告発事案の推移

○ 平成 26 年度においても、従来どおり、所得税、法人税事案に取り組むとともに、消費税事案等についても積極的に取り組みました。

(1) 税目別の告発件数

区分 \ 年度	平成 22		23		24		25		26	
	件数	割合								
所得税	10	30	11	35	4	14	6	19	4	15
法人税	16	49	15	47	19	68	19	60	18	69
相続税	3	9	3	9	1	4	2	6	1	4
消費税	内2 3	9	内— —	—	内— 2	7	内— 3	9	内1 3	12
源泉所得税	1	3	3	9	2	7	2	6	—	—
合計	33	100	32	100	28	100	32	100	26	100

(注) 消費税の内書は、消費税受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む。）の告発件数である。

(2) 税目別の脱税額

区分 \ 年度	平成 22		23		24		25		26	
	脱税額	割合	脱税額	割合	脱税額	割合	脱税額	割合	脱税額	割合
所得税	1,350	33	722	22	443	16	527	21	565	19
法人税	1,106	27	1,499	45	1,718	62	1,265	51	1,969	66
相続税	982	24	862	26	114	4	377	15	332	11
消費税	内466 507	12	内— —	—	内— 236	9	内— 140	6	内24 117	4
源泉所得税	144	4	250	7	257	9	159	7	0	0
合計	4,089	100	3,333	100	2,768	100	2,468	100	2,983	100

(注) 1 脱税額には、加算税額を含む。

2 消費税の内書は、消費税受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む。）の脱税額である。

4 告発事件の概要

- 平成 26 年度に告発した査察事案で多かった業種・取引は、「不動産業」、「建設業」、「物品・貴金属小売」でした。
- 脱税の手段・方法としては、売上げの除外や架空の原価・経費の計上が多く見られました。
- 脱税によって得た不正資金は、現金や預貯金等として留保されていたほか、不動産の購入などに充てられていた事例も見受けられました。
- 脱税によって得た不正資金の隠匿事例としては、現金を自宅納戸の金庫内に隠していたものなどがありました。

(1) 告発の多かった業種・取引（2者以上）

平成 24		25		26	
業 種	者数	業 種	者数	業 種	者数
建 設 業	3	建 設 業	3	不 動 産 業	7
情報提供サービス	2	ク ラ ブ ・ バ ー	2	建 設 業	3
ク ラ ブ ・ バ ー	2	運 送 業	2	物品・貴金属小売	2
飲 食 業	2	情報処理サービス	2	—	—

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は、1者としてカウントしている。

(2) 脱税の手段・方法

脱税の手段・方法としては、売上げの除外や架空の原価・経費の計上が多く見られました。

また、

- 相続税事案では、現金、預貯金などを相続財産から除外していたもの
- 消費税事案では、架空の仕入れ及び経費を計上することにより、消費税を免れていたもの
- 国際事案では、海外の取引先に依頼して、架空の請求書を作成させていたもの

などがありました。

(3) 不正資金の留保状況及び隠匿場所

脱税によって得た不正資金は、

- 現金、預貯金
- 有価証券

などとして留保されていたほか、

- 高級外車、不動産を購入

していた事例も見受けられました。

また、脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々でしたが、

- 自宅納戸の金庫内
- 代表者及び親族名義の貸金庫内

に現金を隠していた事例などがありました。

5 査察調査の状況

(1) 動員人数及び調査期間

平成 26 年度に着手した査察事案では 1 事件当たり、着手日に 30 箇所を調査し、延べ 106 名を動員しました。

平成 26 年度に告発した査察事案では 1 事件当たり、着手から告発まで 8 か月の調査期間を要しました。

(2) 検察庁との連携

検察庁との間で、早期かつ綿密な連携を図り、悪質な脱税者に対して厳正に対応しました。また、合同で捜査・調査を実施し真相の解明に至った事案もありました。

(3) 国際化への対応

国際取引を利用した事案に的確に対応するため、租税条約等の規定に基づく外国税務当局との情報交換制度を活用しました。

(4) ICT化への対応

経済取引等の ICT 化に的確に対応するため、デジタルフォレンジック（電磁的記録の証拠保全・解析技術）用機材を活用し、電子機器等の電磁的記録の証拠保全及び解析を行いました。

平成 26 年度に処理した事案では、削除されたデータを復元し、不正取引を解明したものがありませんでした。